

越谷市動物愛護推進プロジェクト

～あなたの思いが小さな命をつなぐ～

現在、市には、飼い主のいない猫の無秩序な繁殖により、ふん尿や鳴き声などの生活環境の悪化に関する相談が多く寄せられています。また、交通事故等で負傷した犬や猫に対し、十分な治療が行えないなどの課題があります。

そこで、市では、人と動物が安心して暮らせるまちづくりを目指し、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング(インターネットによる資金集め)を実施しています。 問生活衛生課☎973-7532



ふるさと納税制度による寄付のお願い

犬や猫の命をつなぐための活動に賛同する方は、右記の二次元コードから寄付のご協力をお願いします。

*このプロジェクトは、寄付をした方への返礼品はありません



寄付を呼びかけるポスター

募集期間 7月24日(日)まで

目標金額 370万円

寄付金の使い道

① 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金事業の交付予算の増額

飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を抑制し、ふん尿や鳴き声による生活環境の悪化を防ぐとともに、交通事故等により命を落とす猫を減らすため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の交付予算を増額します。

② 収容動物の手術用具等の購入

交通事故等により負傷し、収容される犬や猫の医療体制を強化するため、手術用具等を購入します。

③ 市内における野外猫の生息数調査の実施

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金事業の効果を検証するため、市内に生息する野外猫の生息数調査を行います。



埼玉県ネットアドバイザー募集

県では、学校等で保護者や子どもたちにインターネット利用適正化の啓発講座を行うネットアドバイザーを募集します。

■募集期間：6月1日(水)～30日(木)

*詳しくは、右記の二次元コードから県ホームページをご覧ください

問県青少年課☎048-830-5858



令和4年度ナイトベースボール参加チーム募集

■日時：6月25日(土)・26日(日)・7月2日(土)・8月13日(土)・26日(日)・9月10日(土)・10月16日(日)・27日(木)・11月9日(水)・23日(祝)、18:00～20:30

■会場：市民球場

■対象：越谷市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町内の団体(高校生以上)

■参加費：1万5,000円(2チーム分)

■持ち物：野球ができる服装(ユニフォーム、ヘルメット等)

■申込み：6月4日(土)から各開催日の7日前までに直接下記へ

問市民球場☎962-8989

6月5日～11日は危険物安全週間「一連の 確かな所作で 無災害」

危険物とは、消防法で定められている、一般的に次のような危険性を持つ物品をいいます。

- ・火災発生の危険性が大きい
- ・火災拡大の危険性が大きい
- ・消火の困難性が高い

私たちの身近なものでは、ガソリンや灯油、軽油等が危険物に該当します。これらは液体か

ら可燃性の蒸気を発生させます。その蒸気は低所に滞留しやすく、静電気やちょっとした火花等で容易に引火し、爆発的に燃焼します。特にガソリンは、一年中どのような気候状況であっても、可燃性の蒸気を発生させるため、取り扱うには十分注意しましょう。

問予防課☎974-0103

有害植物による食中毒に注意

例年、山菜狩りなどで誤って有害な野草を採取し、食べたことによる食中毒が発生しています。食用と確実に判断できない植物は、絶対に「採らない、食べない、売らない、人にあげない」ようにしましょう。

野草を食べて体調が悪くなったときは、すぐに医師の診察を受けましょう。

*詳しくは、右記の二次元コードから厚生労働省ホームページをご覧ください



問生活衛生課☎973-7533

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

大麻・覚醒剤・麻薬・危険ドラッグなどの薬物乱用は、個人の問題にとどまらず、社会全体に計り知れない危害をもたらします。

薬物乱用は自分の人生だけでなく、家族や友人の人生までも狂わせてしまいます。「ちょっとなら…」という甘い考えは命取りです。薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用のない社会を実現するためには、皆さんの薬物乱用防止に対する正しい理解が必要です。

県では、6月20日～7月19日の間、「彩の国さ

いたま『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』として、薬物乱用防止を呼びかける街頭キャンペーンおよび薬物乱用防止を目的とする国連支援募金活動を実施します。

正しい知識を身に付け、薬物乱用を根絶しましょう。薬物でお困りの方は、下記へご相談ください。

問春日部保健所☎048-737-2133(8:30～17:15。土曜・日曜日、祝日を除く)

犬と猫へのマイクロチップ装着に関する制度について

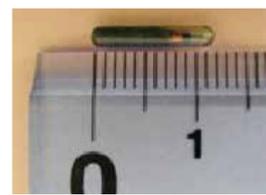
6月1日(水)から、ブリーダーやペットショップ等が販売する犬や猫へのマイクロチップの装着が義務付けられます。

犬や猫をブリーダーやペットショップ等から迎え入れた際は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」で飼い主の情報を登録する必要があります。また、マイクロチップが装着されていない犬や猫を新たに飼い始め、ご自身でマイクロチップを装着した場合も、飼い主の情報の登録が必要です。

なお、現在犬や猫を飼育している方については、マイクロチップの装着は義務ではなく、努力義務となります。

*詳しくは、右記の二次元コードから「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」をご覧ください(6月1日(水)以降公開)

問生活衛生課☎973-7532



大きさ1cm程度のマイクロチップ

